

届出事項	提出書類 (指定様式)	添付書類 (任意様式、写し等)	提出期限	備考 (他に必要な手続等)
全ての変更事項について共通で必要となる提出書類	・子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）		変更があったとき遅滞なく	・押印不要 ・メール提出可
事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地	なし（届出書に変更内容を記載）			
事業者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	なし（届出書に変更内容を記載）			
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	なし（届出書に変更内容を記載）			
法第五十五条第二項各号に掲げる区分の変更		・施設名称等及び所在地一覧（任意様式）		
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（確認を受けている施設又は事業所の数が二十以上の事業者の場合に限る。）		・業務が法令に適合することを確保するための規程の概要を確認できる資料		
業務執行の状況の監査の方法の概要（確認を受けている施設又は事業所の数が百以上の事業者の場合に限る。）		・業務執行の状況の監査の方法の概要を確認できる資料		

※上記のほか、必要な書類の提出を求めることがあります。